



# 長野県報

3月22日(月)  
平成16年  
(2004年)  
第1543号

## 目次

### 規則

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(建築管理課).....	1
県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則(住宅課).....	3

### 告示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定及び指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉課).....	4
昭和49年長野県告示第187号(農地法第6条第1項第2号の規定による面積の指定)の一部改正(農政課).....	4
解除予定保安林(森林保全課).....	5
都市計画事業の認可(都市計画課).....	5
道路の区域変更(2件)(道路維持課).....	5
道路の供用開始(3件)(道路維持課).....	8
長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課).....	8

### 公告

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室).....	9
知事表彰(監理課).....	9
土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課).....	9
土地区画整理組合の解散認可(2件)(都市計画課).....	9
都市計画事業の認可(都市計画課).....	9
土地改良事業の工事の完了(2件)(土地改良課).....	10
土地改良区の役員の就任及び退任(土地改良課).....	10
監査結果の報告(監査委員事務局).....	10

### 正誤

正誤(農村整備課).....	17
----------------	----



屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月22日

長野県知事 田中康夫

### 長野県規則第2号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則(平成6年長野県規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表第2の高速自動車国道関越自動車道上越線の項中「東部都市計画」を「東御都市計画」に改め、同表の一般国道141号の項を次のように改める。

一般国道141号	県道下仁田浅科線との交差点から佐久市道3-44号線との交差点まで	両側各100メートル以内
	佐久市道31-15号線との交差点から佐久市道22-2号線との交差点まで	

別表第2の一般国道158号の項の次に次のように加える。

一般国道254号	県道三分中込線との交差点から滑津大橋(佐久市大字中込字樋村2224番地1地先)まで(バイパス)	両側各100メートル以内
----------	-------------------------------------------------	--------------

別表第2の県道真田東部線の項中「小県郡東部町道樋の口・西宮線」を「東御市道樋の口・西宮線」に、「小県郡東部町道祢津297号線」を「東御市道県・祢津線」に、「東部都市計画」を「東御都市計画」に改め、同表の県道諏訪白樺湖小諸線の項中「北佐久郡北御牧村道矢野沢線」を「東御市道矢野沢線」に、「北佐久郡北御牧村道御八城大橋線」を「東御市道御八城大橋線」に改め、同表の県道小諸上田線の項中「小県郡東部町道110号線」を「東御市道110号線」に、「小県郡東部町に」を「東御市に」に、「小県郡東部町道滋野212号線」を「東御市道滋野212号線」に、「東部都市計画」を「東御都市計画」に、「小県郡東部町道祢津297号線」を「東御市道県・祢津線」に、「小県郡東部町道田中293号線」を「東御市道田中293号線」に改め、同表の県道小諸中込線の項を削り、同表の県道丸子北御牧東部線の項中「北佐久郡北御牧村道矢野沢線」を「東御市道矢野沢線」に、「北佐久郡北御牧村道浦久保・山崎線」を「東御市道浦久保・山崎線」に改め、同表の県道御牧原大日向線の項中「北佐久郡北御牧村道御牧原幹線」を「東御市道御牧原幹線」に、「北佐久郡北御牧村道切久保御牧原線」を「東御市道切久保御牧原線」に改め、同表の小諸市道0136号線の項中「北佐久郡北御牧村」を「東御市」に改め、同表の佐久市道31-2号線の項を次のように改める。

東御市道矢野沢線	県道丸子北御牧東部線との交差点から県道諏訪白樺湖小諸線との交差点まで	両側各100メートル以内
東御市道切久保御牧原線	県道東部望月線との交差点から県道御牧原大日向線との交差点まで	両側各100メートル以内
東御市道浦久保・山崎線	小県郡丸子町と東御市との境界から県道丸子北御牧東部線との交差点まで	両側各100メートル以内
東御市道御八城大橋線	県道東部望月線との交差点から県道諏訪白樺湖小諸線との交差点まで	両側各100メートル以内
東御市道御牧原幹線	小諸市と東御市との境界から県道御牧原大日向線との交差点まで	両側各100メートル以内
東御市道110号線	県道小諸上田線との交差点から上田市と東御市との境界まで	両側各300メートル以内。ただし、上田市の区域を除く。

別表第2の北佐久郡北御牧村道矢野沢線の項から北佐久郡北御牧村道御牧原幹線の項までを削り、同表の小県郡丸子町道丸子北御牧線の項中「北佐久郡北御牧村」を「東御市」に改め、同表の小県郡東部町道110号線の項を削る。

別表第3の一般国道18号の項中「小県郡東部町の」を「東御市の」に、「小県郡東部町道田中50号線」を「東御市道田中50号線」に、「小県郡東部町道常田・桜井線」を「東御市道常田・桜井線」に、「小県郡東部町大字田中下沖291番の2地先から同町大字田中下沖287番の1地先」を「東御市田中下沖291番の2地先から同市田中下沖287番の1地先」に、「小県郡東部町道田中・西海野線」を「東御市道田中・西海野線」に改め、同表の一般国道20号の項の次に次のように加える。

一般国道141号	佐久市道3-44号線との交差点から佐久市道31-15号線との交差点まで	両側各100メートル以内
----------	-------------------------------------	--------------

別表第3の県道真田東部線の項中「小県郡東部町道樋の口・西宮線」を「東御市道樋の口・西宮線」に、「小県郡東部町道祢津297号線」を「東御市道県・祢津線」に改め、同表の県道小諸上田線の項中「小県郡東部町に」を「東御市に」に、「小県郡東部町道滋野212号線」を「東御市道212号線」に、「小県郡東部町道祢津297号線」を「東御市道県・祢津線」に、「小県郡東部町道田中293号線」を「東御市道田中293号線」に改め、同表の県道小諸中込線の項を削り、同表の上田市道川原柳豊里線の項中「小県郡東部町」を「東御市」に改め、同表の佐久市道31-2号線の項を削り、同表のしなの鉄道線の項中「小県郡東部町と」を「東御市と」に、「小県郡東部町の」を「東御市の」に、「県道東部孺恋線」を「県道東御孺恋線」に、「小県郡東部町道羽毛田・赤岩線」を「東御市道羽毛田・赤岩線」に、「小県郡東部町道常田・桜井線」を「東御市道常田・桜井線」に、「小県郡東部町道滋野16号線」を「東御市道滋野16号線」に、「小県郡東部町道田中50号線」を「東御市道田中50号線」に、「小県郡東部町大字田中下沖291番の2地先から同町大字田中下沖287番の1地先」を「東御市田中下沖291番の2地先から同市田中下沖287番の1地先」に、「小県郡東部町道田中・西海野線」を「東御市道田中・西海野線」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

建築管理課

県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年 3月22日

長野県知事 田中 康夫

長野県規則第3号

県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則

県営住宅等の管理に関する規則（昭和44年長野県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第25条中「岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市」に改める。

別表第1の1中「篠ノ井第1団地 篠ノ井第2団地 篠ノ井第3団地」を「篠ノ井第2団地」に、

高ヶ原団地 稲荷山団地 黒彦団地	千曲市	を
------------------	-----	---

高ヶ原団地 稲荷山団地 黒彦団地	千曲市	に、
日向ヶ丘団地 乙女平団地	東御市	

日向ヶ丘団地 乙女平団地	小県郡東部町	を
星ヶ丘団地 関屋団地	諏訪郡下諏訪町	

星ヶ丘団地 関屋団地	諏訪郡下諏訪町	に、「寝覚団地 小脇団地」を「小脇団地」に、「古間団地」を
------------	---------	-------------------------------

「古間団地 黒姫団地」に改める。

別表第2の1中	ウ 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定により療育手帳の交付を受けている者であつて障害の程度が重度又は中度と判定されたとき	を
---------	-------------------------------------------------------------------------	---

ウ 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定により療育手帳の交付を受けている者であつて障害の程度が重度又は中度と判定されたとき エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であつて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に掲げる1級又は2級の障害のあるとき	に、
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----

(3) 入居者が60歳以上であつて、同居の親族のすべてが次の一に該当する場合 ア 入居者の配偶者 イ 18歳未満の者 ウ 60歳以上の者	を
-------------------------------------------------------------------------------	---

(3) 入居者が60歳以上の者であつて、同居の親族のすべてが18歳未満又は60歳以上の者である場合	に改める。
---------------------------------------------------	-------

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

住 宅 課